

都市建設委員会委員長報告書

令和2年6月12日

都市建設委員会に付託されました議案5件につきまして、審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、議案第45号「令和2年度流山市水道事業会計補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、資本的支出において、千葉県施工の道路整備事業にて、既設配水管が支障となることが判明し、急遽配水管の切り回しを実施する必要性が生じたため、既決予定額に委託料287万1千円及び工事請負費1,546万6千円を増額し総額を32億8,902万1千円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第49号「訴えの提起について」申し上げます。

本案は、消防救急デジタル無線装置購入契約に係る入札において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の不当な取引制限が行われ、当該契約金額が違法に引き上げられたことを理由として損害賠償の請求の訴えを提起するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第46号「流山市地区計画の区域内における建築物

の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、中野久木・小屋・北物流施設地区地区計画、パレットコート松ヶ丘地区地区計画及びおおたかの森H I T O K I W A地区地区計画の都市計画決定に伴い、これらの地区計画の地区整備計画区域について、建築基準法第68条の2第1項の規定により建築物の用途等の制限を定めるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第47号「市道路線の認定について」及び議案第48号「市道路線の廃止について」は、関連がありますことから、一括して審査しました。

議案第47号市道路線の認定については、区画整理事業によるもの55路線、民間宅地開発によるもの8路線、その他1路線の計64路線を市道として認定し、適切な維持管理のもと、市民の利便の向上に資するものです。

また、議案第48号 市道路線の廃止については、区画整理事業によるもの28路線を廃止するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、議案第47号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定し、議案第48号について採決した結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で都市建設委員会の委員長報告を終わります。